

宇部市アートパフォーマーバンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例」第3条第1号及び第3号の基本理念に基づき、本市に縁のあるアートパフォーマーの人材情報を集積、管理し、及び発信する制度（以下「アートパフォーマーバンク」という。）を構築することにより、アートパフォーマーバンクに登録した人材の活動の場の拡大を支援するとともに、市民が身近にアートパフォーマンスに触れる機会を提供し、もって本市の文化的環境の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「アートパフォーマー」とは、以下の条件を満たした高度な文化的知識及び技能を持つ個人又は団体（団体の場合、その構成員のうち少なくとも1人以上が以下の条件を満たしたものに限る。）をいい、当該文化的知識及び技能を活かした文化活動を業として行うか否かについては、問わないものとする。

- (1) 宇部市の在住者又は出身者であること。
- (2) 宇部市に通勤又は通学していること。

2 この要綱において「アートパフォーマンス」とは、アートパフォーマーバンクに登録した人材が提供する高度な文化的知識及び技能を活かした文化活動で、以下の条件を満たしたものをいう。

- (1) 政治的又は宗教的な活動を目的としないこと。
- (2) 物品販売や食事の提供など、文化活動以外の活動を主な目的としないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと。

(アートパフォーマーバンクへの登録等)

第3条 アートパフォーマーバンクへの登録を希望するものは、宇部市アートパフォーマーバンク登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込書が提出された場合において、内容を審査の上、当該内容が前条の規定に適合すると認めるときは、当該申込書を提出したものに関する情報をアートパフォーマーバンクに登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により第1項の申込書を提出したものをアートパフォーマーバンクに登録したときは、当該バンク登録者の情報を市ホームページで公開するものとする。
- 4 バンク登録者の登録期間は、登録した日が属する年度の翌年度の3月末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までにバンク登録者から登録抹消の申し出がないときは、さらに1年間継続し、以後も同様とする。
- 5 アートパフォーマーバンクへの登録に係る手数料は、無料とする。

(アートパフォーマーバンクの利用)

第4条 バンク登録者にアートパフォーマンスの提供を要請しようとするもの（以下「バンク利用者」という。）は、当該バンク登録者に直接連絡及び交渉し、アートパフォーマンスの形態、条件（謝礼の有無及びその額を含む。）その他必要な事項を調整するものとする。

- 2 バンク登録者は、前項のアートパフォーマンスを有償により提供することができる。
- 3 バンク登録者のアートパフォーマンスの提供に伴い生じる経費は、バンク利用者が負担する。

(アートパフォーマンスバンクの登録変更)

- 第5条 バンク登録者は、アートパフォーマンスバンクに登録された情報に変更が生じたときは、速やかに宇部市アートパフォーマンスバンク登録変更申出書（様式第2号）により市長に申し出なくてはならない。
- 2 市長は、前項の規定により申し出を受けたときは、アートパフォーマンスバンクに登録した情報を変更するものとする。

(アートパフォーマンスバンクの登録抹消)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、バンク登録者の情報を抹消することができる。
- (1) バンク登録者から登録抹消の申し出があったとき。
 - (2) バンク登録者が申し込んだ内容に虚偽の事実が判明したとき。
 - (3) 正当な理由なく、バンク利用者からの依頼に応じず、又は遂行しなかったとき。
 - (4) その他市長がバンク登録者としての適性に欠けると判断したとき。

(免責事項)

- 第7条 アートパフォーマンスバンクの利用に当たって、トラブルや損害等が生じたときは、当事者間で解決するものとする。
- 2 市は、アートパフォーマンスバンクに登録された情報について、その正確性、完全性、確実性、有用性等について保証しないものとする。
 - 3 市は、この要綱による制度の廃止又は前条の規定による登録の抹消により生じた不利益又は損害については、一切の責任を負わないものとする。
 - 4 市は、登録者に対し、利用者の利用の機会を斡旋する義務を負わないものとする。

(庶務)

- 第8条 アートパフォーマンスバンクに関する事務は、観光スポーツ文化部文化振興課において処理する。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月16日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。